

仕 様 書

1 件名

令和5年度 多摩島嶼事業承継促進事業 事業承継フォーラム運営業務委託

2 目的

3年以上にわたるコロナ禍における影響に加え、ウクライナ情勢やエネルギー不足、原材料の高騰等、厳しい経営環境下の多摩・島しょ地域の中小・小規模企業の事業承継を促進するため、事業承継を経験した経営者等による講演およびパネルディスカッションによる事業承継フォーラムを開催する。登壇者には、事業承継の苦労や承継方法等の経験談をお話いただくことで、参加者に対して事業承継に向けた準備などの気付きを与え、多摩・島しょ地域における事業承継を促進させることを目的とする。ついでには、これらの業務を行う事業者を募集する。

3 契約期間

契約確定の翌日から令和6年3月8日（金）まで

4 履行場所

東京都商工会連合会 多摩・島しょ経営支援拠点が指定する場所

5 委託内容

(1) 事業承継フォーラムの企画・運営

① 次のア～キを含めた構成で実施すること。

ア 第1部：基調講演（案）「私の事業承継と今後の展開について」

イ 第2部：パネルディスカッション（案）「事業承継を契機とした新たな挑戦」

ウ 参加者向けアンケートの実施、集計

エ 講演録の作成および公開

オ 広報活動

カ 申込受付及び参加者の管理

キ 報告書の提出

② 実施時期

令和5年11月21日（火）または12月5日（火）のどちらか（3時間程度を予定）

③ 開催方法

会場参加およびオンライン参加によるハイブリット方式による開催

④ 実施場所

フォレスト・イン昭和館（昭島市昭和の森）およびWEB会議システム

※会場は発注者が手配し、会場使用に係る費用（WEB会議システムに関する費用を除く）は発注者が負担する。

⑤ 対象者および参加人数

多摩・島しょ地域で事業承継を検討している事業者、支援機関・行政担当者、士業専門家等
100名程度を予定

⑥ 講演録の作成および公開

事業承継フォーラムの講演録（基調講演、パネルディスカッションにおける講師等の「発言内容」、「使用資料」、「参加記録写真」等を記載）を3週間以内に電子データで作成するとともにWebサイト上に公開すること。

(2) (1) に係る講師等の選定・調整および依頼

受託者は、下記講師等について発注者と協議の上で決定し、依頼すること。また講師等との調整および依頼書等の事務手続き、謝礼等の支払いは受託者が行うものとする。

「事業承継フォーラム」に係る講師等人数（案）

ア 基調講演講師：1人

イ パネルディスカッションコーディネーター：1人

ウ パネルディスカッションパネラー：3人（多摩・島しょ地域で事業承継を実施した被承継者等）

エ 司会者：1人

(3) (1) に係る講演資料等の制作

講演1週間前までに、当日に使用する講演資料等を基調講演講師およびパネルディスカッションパネラーと協力し、制作するものとする。

(4) (1) に係る会場の設営・当日運営等

会場および配信機材の設営、当日運営に係る業務を行う。

ア 運営マニュアルの作成、リハーサルの実施、登壇者等のアテンド

イ 機材や人員の手配

ウ 当日の会場運営およびオンライン配信を行う体制

最大100名程度が参加でき、セキュリティ対策が万全で双方向型のコミュニケーションが可能になるオンライン配信システムで実施すること。

エ 搬入出、設営撤去、照明、音響等諸設備の操作は会場規定を遵守

(5) 広報活動

受託者は多摩・島しょ地域の小規模事業者等の対象者を効果的に集客できるマスメディアを用いた広報・PR活動を行うこととし、下記については必ず実施すること。

ア 事業承継フォーラムのチラシを作成し、配布により参加者を募集する。

・チラシはA4版両面印刷とすること。

・チラシのデザインや内容等については発注者と協議の上、決定すること。

イ 関係機関と連携した広報を実施することとし、発注者は受託者の広報活動に協力する。

(6) 申込受付及び参加者の管理

① 申込受付を目的とした専用のWEBサイト（ホームページ）を発注者と協議の上、構築して契約期間中は運用すること。

② 参加者は、事前申込を必須とし、申込者のみ会場またはオンラインで参加する。

参加申込の受付後、申込者への案内やオンライン設定方法の説明等に加え、開催の直前にはリマインドメールの送信等を実施すること。

(7) 報告書

受託者は、業務終了後、速やかに業務実施について報告すること。参加者向けアンケートの集計結果や全体をまとめた報告書については、発注者と協議の上で作成し、契約期間内に提出すること。

6 電子データの仕様

講演録および報告書に係る電子データの仕様は以下のとおりとする。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

- ア Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - 文書 ワードプロソフト Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2019 以下）
 - 計算表 表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2019 以下）
 - 画像 PNG形式又は J P E G形式

7 講演録などの帰属等

- (1) この契約の履行によって作成した講演録等は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

8 契約の解除

受託者が当該業務の契約事項および仕様書の各条件に違反した場合は、発注者は契約を解除し委託料を支払わない。または、支払った委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。

9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本業務委託のスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。また本事業に係る情報を記録した一切の媒体（紙および電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に本事業に係る情報を全て消去すること。
- (5) 個人情報については、個人情報保護法および地方自治体が定める個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行うこと。またパソコン等を使用するときは、インターネット環境や他のネットワーク環境からのアクセスや関係者以外の者からの不正アクセスを防止すること。
- (6) 本業務の委託料は、業務完了後、当会所定の業務完了報告書の提出とともに、検査合格したのち受託者からの請求により支払うものとする。
- (7) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (8) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受託者が負うものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (10) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な経費を含むものとする。

- (11) 施行する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）若しくは同条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (12) 本事業の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (13) 使用するパソコンには、常に最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。